

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第16期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社グリムス
【英訳名】	gremz, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 政臣
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー19階
【電話番号】	(03) 5769-3500
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 阿部 嘉雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー19階
【電話番号】	(03) 5769-3500
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 阿部 嘉雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(千円)	7,109,786	8,980,084	12,137,963	15,489,683	19,311,987
経常利益	(千円)	802,639	1,100,618	1,448,524	2,168,282	1,745,736
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	505,915	703,303	1,001,961	1,483,572	1,120,664
包括利益	(千円)	505,915	703,303	1,001,961	1,482,240	1,120,142
純資産額	(千円)	2,931,644	3,479,893	3,843,380	5,133,428	6,016,976
総資産額	(千円)	5,363,126	6,243,207	6,926,826	8,638,395	12,919,179
1株当たり純資産額	(円)	502.32	298.39	340.28	227.33	263.79
1株当たり当期純利益金額	(円)	87.71	60.49	86.79	65.75	49.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	87.29	60.29	85.74	64.83	48.74
自己資本比率	(%)	54.4	55.6	55.4	59.4	46.5
自己資本利益率	(%)	18.8	22.0	27.4	33.1	20.1
株価収益率	(倍)	10.74	21.23	19.38	15.21	38.46
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	769,468	830,574	852,444	1,600,791	2,921,650
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	473,172	63,285	113,179	660,969	375,540
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	64,484	390,901	744,140	254,074	733,305
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	3,118,852	3,495,239	3,490,363	4,176,111	8,206,608
従業員数	(名)	268	280	347	346	348

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3. 2017年10月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(千円)	683,274	677,152	1,033,893	1,388,960	1,594,641
経常利益	(千円)	267,666	229,319	404,641	739,427	915,003
当期純利益	(千円)	244,123	175,848	387,923	598,473	810,602
資本金	(千円)	599,249	599,249	599,249	599,249	640,874
発行済株式総数	(株)	3,881,800	5,822,700	11,645,400	11,645,400	23,490,800
純資産額	(千円)	1,986,923	2,007,718	1,757,166	2,162,116	2,735,601
総資産額	(千円)	2,766,382	2,564,064	2,456,622	3,127,894	5,057,845
1株当たり純資産額	(円)	339.59	171.86	155.35	95.66	119.68
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	25.0 (-)	30.0 (15.0)	17.0 (5.0)	24.0 (5.0)	17.0 (5.0)
1株当たり当期純利益金額	(円)	42.32	15.13	33.60	26.52	35.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	42.12	15.07	33.20	26.15	35.26
自己資本比率	(%)	71.3	78.0	71.3	69.0	53.9
自己資本利益率	(%)	13.0	8.9	20.7	30.6	33.2
株価収益率	(倍)	22.26	84.93	50.06	37.70	53.17
配当性向	(%)	39.4	82.6	50.6	45.2	47.5
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	20 (2)	21 (2)	56 (4)	65 (1)	71 (1)
株主総利回り (比較指標：日経平均株価)	(%)	141.1 (112.8)	384.3 (128.0)	506.3 (126.5)	607.0 (112.9)	1,148.1 (174.1)
最高株価	(円)	1,711	2,691 2,916	4,595 2,160	2,699	3,860 2,602
最低株価	(円)	750	1,122 1,380	2,206 1,094	1,510	1,811 1,482

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
- 2017年10月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 最高株価及び最低株価は2020年6月23日までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2020年6月24日より2020年11月23日までは東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2020年11月24日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。また、第13期、第14期及び第16期の印は株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

2【沿革】

年月	事項
2005年7月	エネルギーコスト及び環境負荷の削減に係る事業を行う目的で、東京都新宿区に株式会社コピキタスエナジー（資本金50,000千円）を設立。
2006年8月	エネルギーコストソリューション事業として低圧電力需要家向けの電子ブレーカー販売を開始。
2006年11月	関西地区への販売拠点として大阪支店を開設。
2007年5月	業容及び人員数の拡大に伴い、本社を東京都新宿区から品川区へ移転。
2007年7月	中部地区への販売拠点として名古屋支店を開設。
2007年11月	エコロジーソリューション事業（現：スマートハウスプロジェクト事業）としてエコキュート及びIHクッキングヒーターの販売開始。
2009年3月	(株)ネオ・コーポレーションと電子ブレーカーの商品売買基本契約を締結。
2009年8月	(株)ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2009年10月	(株)京セラソーラーコーポレーションと住宅用太陽光発電システムの販売店取引基本契約を締結。
2010年4月	ブログパーツ型環境貢献サービスを行うインターネット上のウェブサイト「グリムス（gremz）」の譲受けに関する売買契約を締結し、運営を開始。
2011年4月	グリーンハウスプロジェクト事業（現：スマートハウスプロジェクト事業）として住宅用太陽光発電システム等の販売を開始。
2011年6月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに株式を上場。
2011年7月	新設分割の方式の会社分割により、(株)グリムスソーラー・(株)GRコンサルティングを設立し、持株会社制へ移行。また、商号を(株)グリムスへ変更。
2011年7月	プレミアムウォーター(株)と合併会社(株)グリムスプレミアムウォーターを設立。
2012年1月	ウォーターサーバー事業（現：スマートハウスプロジェクト事業）としてミネラルウォーターの宅配による販売を開始。
2012年5月	本社を品川区東五反田から同区東品川へ移転。
2012年12月	長州産業(株)と住宅用太陽光発電システムの売買取引基本契約書を締結。
2013年3月	(株)エフティコミュニケーションズと合併会社(株)GFライテックを設立し、LED照明の販売を開始。
2013年7月	(株)ネオ・コーポレーションを持分法適用会社化。
2013年9月	(株)グリムスベンチャーズ（現：(株)ペットシア）を設立。インキュベーション事業として、新規事業の創出を行う事業を開始。
2013年11月	(株)グリムスソーラーが、自社を存続会社として(株)グリムスプレミアムウォーターを吸収合併。
2013年12月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
2014年3月	パナソニックESソーラーエナジー販売(株)と住宅用太陽光発電システムの売買基本契約書を締結。
2014年9月	電力のマネジメント等を行う(株)エナリスと包括的な協業に関する契約を締結。電力取次の取扱い開始。
2015年5月	保有株式の一部譲渡により(株)ネオ・コーポレーションを持分法の適用範囲から除外。
2016年2月	(株)エナリスより太陽光発電所を購入。再生可能エネルギー開発事業を開始。
2016年5月	(株)エナリスよりグリムスソーラー 嬬恋 太陽光発電所を購入。稼働開始。
2016年12月	(株)GFライテックの商号を(株)グリムスパワーに変更。
2017年10月	静岡県浜松市にて、グリムスソーラー 懐山 太陽光発電所を建設。稼働開始。
2018年3月	小売電気事業として電力の小売を開始。
2020年6月	(株)グリムスベンチャーズ（現：(株)ペットシア）を譲渡。
2020年11月	インキュベーション事業を廃止。
2020年11月	東京証券取引所市場第二部へ上場市場変更。
2020年11月	東京証券取引所市場第一部銘柄指定。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当連結会計年度末現在、当社（株式会社グリムス）及び子会社3社により構成されており、事業者と一般消費者を対象に低圧から高圧まであらゆる電力需要家に向けてのエネルギーに関するコンサルティングや、エネルギーに関する各種商品・サービスの提供、電力の小売、また、再生可能エネルギーの開発を行っております。

当社グループの事業内容及び関係会社の位置付けは以下のとおりであります。当社は、関係会社に対する経営指導・管理業務を担っております。

なお、以下の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

(1) エネルギーコストソリューション事業

エネルギーコストソリューション事業は、主に法人に対してエネルギーコスト削減の提案を行う事業です。エネルギーコストの削減については、運用改善・設備改善・調達改善の3種類の改善方法による削減を提案しております。

運用改善は、電力契約の種類や電気機器の運用方法を見直すことで、電力基本料金を削減する方法です。低圧電力需要家向けには、電力使用状況の調査・分析をもとに適切な契約種類への変更と、電子ブレーカー（注1）の導入により基本容量を低減することで電力基本料金の削減を図ります。高圧電力需要家向けには、保有設備に合わせて電力使用状況の遠隔監視が可能なセンサー類の導入により使用量ピークを抑制することで、電力基本料金の削減を図ります。

設備改善は、使用している電気機器や設備を省エネ効果の高いものに変更することで電力使用料金を削減する方法であり、主な販売設備として、LED照明や業務用エアコン、トランス等の各種省エネ設備があります。また、工場の屋根等に太陽光発電システムを設置し、創った電気を自家消費することにより電力使用料金を削減する、事業用自家消費太陽光発電システムを提案しております。

調達改善は、電力の調達元を見直すことで、電気そのものを安価に調達する方法であり、高圧電力需要家に向けた電力の取次を提案します。電力の取次は、電気の調達先を見直すことで、直接電力料金の削減を図ります。契約kW、年間使用電力量、負荷率（注2）など、高圧電力需要家の電力使用状況の調査・分析を行い、当社小売電気事業を含む複数の小売電気事業者から最適な電力を選択・購入することで、より安価な電気を調達することができます。

なお、電気機器や設備の販売については、設置工事の手配、リースの事務代行やクレジットの取次、また、電力契約の種類変更申請の代行業務までを一貫して行います。リース期間終了後はリプレイス販売を行います。一部商材については、顧客の要望に応じてレンタルでの提供も行います。

当事業は、連結子会社の株式会社GRコンサルティング及び株式会社グリムスパワーが行っております。

（注1）通常のブレーカー（熱伝導式ブレーカー）ではその構造上、許容電流量の上限、過電流許容時間の上限ともに曖昧なため、電力契約の種類変更（負荷設備契約から主開閉器契約へ）に際しては、実測電流値を上回る容量を確保する必要があります。それに対して電子ブレーカーは、電子制御によりJIS規格で定められた範囲内で正確に動作するため、実測電流値に近い、必要最低容量での設定が可能となります。

（注2）最大電力に対する平均需要電力の比率を負荷率といいます。電力設備稼働率を表したものであり、値が大きいほど設備が有効活用されたことを示し、値が小さいと未使用の設備が多いこととなります。

(2) スマートハウスプロジェクト事業

スマートハウスプロジェクト事業は、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等のエネルギー関連商品の販売や、再生可能エネルギーの開発を行う事業です。

エネルギー関連商品の販売については、一般家庭向けに、住宅用太陽光発電システムや蓄電池、エコキュート等のエネルギー関連商品を販売します。販売に当たっては、モール型ショッピングセンターなどの大型商業施設内に開設された催事場を利用するほか、住宅メーカー等と業務提携を行うことでその顧客を販売対象とするなど、多様な手法を活用しております。

住宅用太陽光発電システムでは、発電した電気を自家消費するほか、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を利用して電力会社に電気を販売することができます。蓄電池を購入することにより、10年間の買取期間の定めがあるFITが終了しても蓄電池に電気を貯めて自家消費することができ、また、深夜電力を蓄えて使うこともできるため、電気を上手に使用することが可能になります。商品は商社・メーカー等から仕入れ、販売においては対面による説明・コンサルティングを行い、取付工事の手配、クレジットの取次まで一貫して行います。

再生可能エネルギー開発事業は、非化石エネルギー源として持続的に利用することができると認められるエネルギー源の開発を行う事業であり、現在は、当社グループで太陽光発電所を保有し、当該発電所にて発電した電気を電気事業者へ販売し、売電収入を得ております。

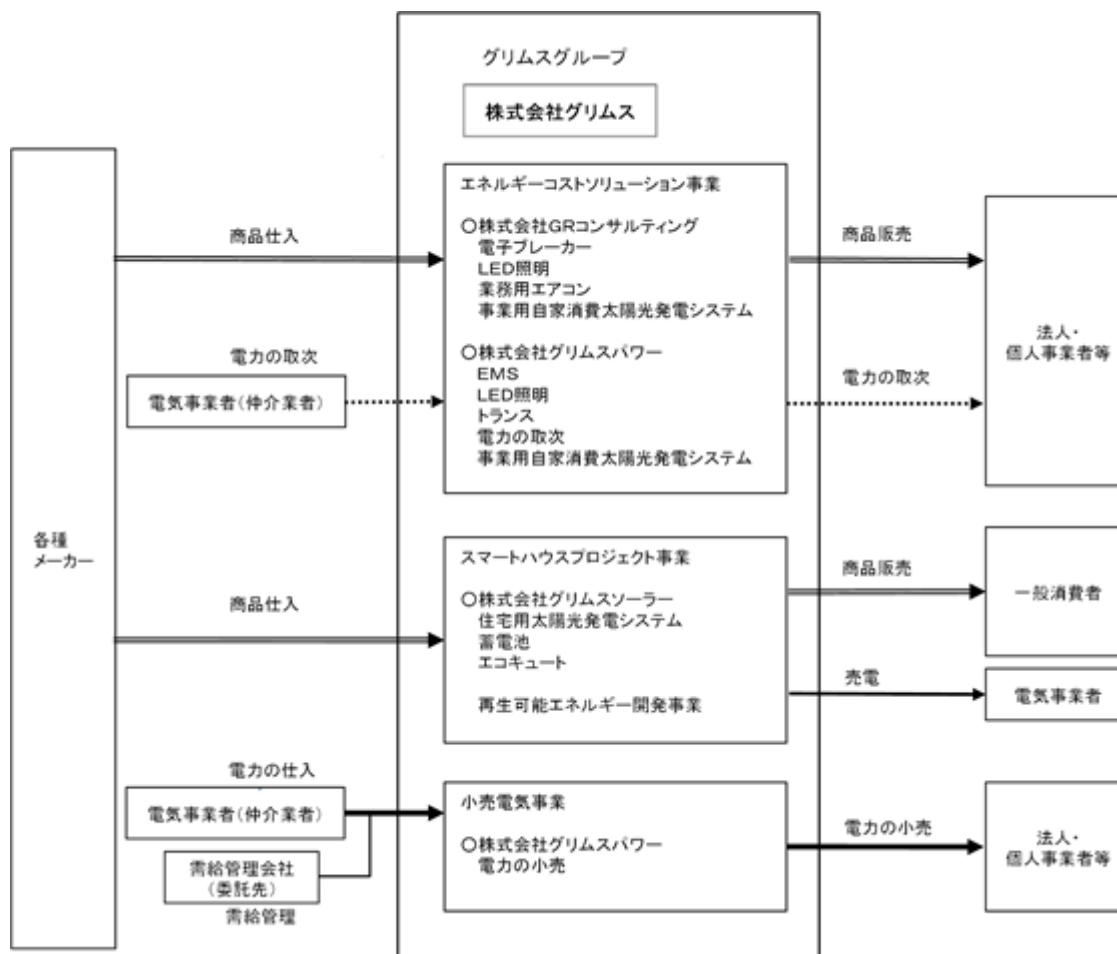
当事業は、主に連結子会社の株式会社グリムスソーラーが行っております。

(3) 小売電気事業

小売電気事業は、2016年11月に株式会社グリムスパワーが小売電気事業者として登録を受け、2016年12月より事業を開始しております。電力の小売は、発電事業者との相対取引や常時バックアップにより、また、仲介事業者を通じて一般社団法人 日本卸電力取引所（JEPX）から調達した電力を、一般送配電事業者が有する送配電網を利用して低圧及び高圧電力需要家に供給し、顧客から毎月受け取る電気料金を収益とする事業です。顧客は、みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）から購入するよりも割安な価格で電気を購入することができます。なお、小売電気事業者は、計画値同時同量制度に従い、事前に策定した電力の需要計画と需要実績を30分単位で一致させることが求められ、需要計画と需要実績に過不足（インバランス）が発生した場合には、その精算をする必要があります。当社グループは、複数の小売電気事業者から構成されるバランシンググループに参加し、仲介事業者へ需給管理を委託することで、インバランスが生じるリスクを抑え、精算にかかるコストを軽減しております。また、夏季・冬季における電力需要の増加による電力市場価格の上昇の影響を抑制するため、発電事業者との相対取引による調達量を適正に維持することで、調達価格高騰リスクの低減を図っております。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱GRコンサルティング (注)2、3	東京都品川区	20,000	エネルギーコスト ソリューション事業	100	経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸
(連結子会社) ㈱グリムスパワー (注)2、3	東京都品川区	30,000	エネルギーコスト ソリューション事業 小売電気事業	100	経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸
(連結子会社) ㈱グリムソーラー (注)2、3	東京都品川区	10,000	スマートハウス プロジェクト事業	100	経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸

(注) 1. 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. ㈱GRコンサルティング、㈱グリムスパワー、㈱グリムソーラーについては、売上高(連結会社間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

当該各社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

会社名	㈱GRコンサルティング	㈱グリムスパワー	㈱グリムソーラー
(1) 売上高	3,551,902千円	10,800,497千円	5,280,303千円
(2) 経常利益	877,408千円	74,554千円	438,770千円
(3) 当期純利益	569,507千円	18,955千円	281,598千円
(4) 純資産額	1,992,222千円	1,055,078千円	1,028,087千円
(5) 総資産額	2,923,845千円	4,057,933千円	2,561,425千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギーコストソリューション事業	156
スマートハウスプロジェクト事業	91
小売電気事業	30
報告セグメント計	277
全社(共通)	71
合計	348

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、持株会社に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
71 (1)	36.2	5.2	3,544

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、労働組合が結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特筆すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「すべての人に感動と喜びを」を企業理念として、我々と触れ合うすべてのお客様のニーズに耳を傾け、それを形にし、納得、満足いただけるようなサービスの提供に尽力し、今後もより一層お客様に満足していただく商品・サービスを提供することによって、社会から応援され続ける企業を目指していくことをミッションとしております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、エネルギーに関連する事業の分野において、事業者や一般家庭を対象として、導入メリットが明確で取扱いが容易な商品をコンサルティング営業により販売し、メリットを享受した顧客に対してさらに導入メリットがある商品・サービスをクロスセルすることで、顧客満足度の向上と収益機会の拡大を実現してまいりました。

そして電力の小売全面自由化により、高圧電力需要家から低圧電力需要家まで幅広い顧客を対象としたエネルギーソリューションを提案できる体制を構築しております。今後もエネルギー関連の商品・サービスのラインナップを拡充すること、コンサルティングによる提案力を強化することにより、顧客基盤の拡大と収益基盤の強化、他社との差別化を図り、企業ブランドの確立に努めてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、企業価値の継続的な向上を図るため、持続的な成長と高い収益性を維持することを経営課題としております。経営上の目標の達成状況を判断するための主な指標は、ストック利益（契約により継続的に利益を得られる利益モデルであり、電力の小売による利益などが該当します）、営業利益であります。

(4) 経営環境

当社グループの事業領域であるエネルギーの分野においては、省エネに対する意識・電力料金高騰リスクへの対応・電力の小売全面自由化・脱炭素に向けた再生可能エネルギーの活用・環境問題への社会的関心といった事業環境のもと、ビジネスチャンスは一層拡大していると考えております。

一方、足元の状況として、新型コロナウイルスの感染拡大が商業施設での催事販売の回数や集客数の減少につながり、住宅用太陽光発電システムや蓄電池の販売活動に影響が及ぶ可能性があります。販売エリアや販売方法の多様化により影響を緩和することが可能と考えております。

また、当連結会計年度において電力取引価格の大幅な高騰が発生し、小売電気事業の業績に大きな影響を及ぼしました。今後は、市場価格関連情報の公開や電力・ガス取引監視等委員会による市場監視等の対策が実施されることにより、同様の事態が発生する可能性は低いと考えられますが、電力の調達における相対電源比率の見直しにより電力調達価格の変動の影響を抑制することが可能と考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

人材の確保と育成

当社グループの現在の事業は、事業者を対象とする電力料金削減に関するコンサルティング、各種省エネ設備の販売、電力の小売・取次、一般家庭向けの住宅用太陽光発電システムや蓄電池の販売など、直接顧客に働きかける営業形態が主流のため、当社グループの業績は優秀な営業人員の確保とその育成速度に依存しています。そのため、それぞれの営業に熟達した営業社員の早期育成が重要な課題と認識しております。

電力料金削減に関するコンサルティングにおいては、顧客情報に基づいた営業支援システム等の効果的な活用により、営業社員の活動の一層の効率化、顧客対応スキルの向上、新入社員の成長速度の向上を促してまいります。また、催事を活用した販売や提携販売については、現在まで蓄積してきた営業ノウハウの向上と教育により、営業社員の早期育成の加速化を目指したいと考えております。

収益基盤の強化

当社グループが行う事業の収益構造は、電力基本料金削減コンサルティングに伴う電子ブレーカーの販売、各種省エネ設備の販売、住宅用太陽光発電システム等の販売といった、物品の販売によるフロー収益と、電力料金の削減を目的とした電力の取次による手数料、電子ブレーカー既存顧客のリースアップに伴うリプレイス販売、電子ブレーカーのレンタル、売電収益、電力の小売といった、継続的な利益を得るストック収益の2種類の収益構造の形態があります。

今後、持続的に成長していくために、安定的な収益基盤を確立するためのストック収益を拡充することが重要な課題と認識しております。

当社グループは、2016年4月に電力の小売全面自由化がスタートしたことに伴い、同12月より電力の小売を開始しております。これまで構築してきた顧客基盤を活用した販売の拡大を見込んでおり、ストック収益の強化につなげていくことを目指してまいります。

法令遵守体制の強化

当社グループは、事業者や一般家庭を対象とする販売会社であるため、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社グループサービスに対する真の理解と満足の獲得が必要と認識しております。

そのため、営業社員に対しては、営業マニュアル、コンプライアンスマニュアルを作成し、社内研修等を通じて説明責任等の理解を促しております。また、顧客に対しては、販売に際して顧客が当該商品・サービスの内容を正しく理解して購入の意思決定をしているかを、商品購入におけるリスクの認識に係る確認書の徴収と営業部門のバック・オフィスである業務部門から顧客への電話連絡により確認をしております。

また、当社グループは、個人情報保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者に該当し、同法による規制の対象者となっています。従って、コンピュータシステムにおけるセキュリティ強化に加えて、個人情報保護に係る個人情報取扱規程を定めて厳格に運用しております。

今後におきましても、関係法令の遵守はもとより、顧客の情報管理などに対する万全な体制を確立するとともに、グループ一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

内部統制システムの維持・強化

当社グループは、2007年3月開催の取締役会において、会社法上要請される「内部統制システムの整備の方針」に関する決議を行っておりますが、当社グループにおきましては、新しい事業の展開等の検討・実施を恒常的に行っていることもあり、販売プロセスをはじめとした内部統制システムの整備に関わる継続的な課題が発生いたします。当社グループにおきましては、監査等委員会監査や内部監査の過程において、状況変化に応じた内部統制システムの変更必要性を認識するとともに、対応策の早期構築に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与えると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、当社グループとして必ずしもそのようなリスクには該当しない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努めてまいります。なお、以下の事項における将来に関する事項については、本書提出日現在において当社グループで想定される範囲で記載したものです。また、以下の記載は当社グループ株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありません。

(1) 電力をめぐる状況の変化

電力業界の動向変化

当社グループは、電力契約の種類変更や電気機器の運用方法の改善を提案することにより、顧客の電力基本料金の引き下げを行う電力基本料金削減コンサルティングを行っております。電力供給事業者が電力契約の内容を変更することで顧客にとって契約種類を変更するメリットが低下した場合、電力基本料金の仕組みが変更されることにより電力基本料金の引き下げのメリットが低下した場合、また、燃料価格の下落や原子力発電所の稼働などの影響で電力単価が大幅に下落し、当社グループの提案による顧客の電力料金削減効果が希薄化した場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

電力調達価格の変動

当社グループは、事業者等に対して電力を供給する電力の小売を行っております。顧客へ販売する電力は、発電事業者との相対取引や常時バックアップにより、また、仲介事業者を通じて一般社団法人 日本卸電力取引所（JEPX）から購入しておりますが、燃料価格や為替相場の変動、天候の影響による電力需要の変動などによりJEPXから調達する電力の調達価格が上昇した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

インバランス料金

小売電気事業者は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づき、需要計画と実際の需要量を30分単位で一致させる義務（計画値同時同量制度）を負っており、需要計画と需要実績に過不足（インバランス）が生じた場合、インバランス料金として一般送配電事業者との間で精算が必要になります。

当社グループは、バランシンググループ（複数の小売電気事業者が1つのグループを形成し、一般送配電事業者との間で1つの託送供給規約を結ぶ仕組み）に参加するとともに、需給管理を仲介事業者に委託することで需給バランスの最適化を図り、インバランスが生じるリスクを抑えておりますが、需給バランスの調整に差異が生じ、同時同量が達成できないことでインバランス料金が多額に生じる場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

競争激化に伴うリスク

電力の小売は、経済産業省により小売電気事業者としての登録を受けることにより事業を開始することが可能となりますが、参入障壁は高くないため、新規参入は難しくありません。当社グループが行う小売電気事業は、エネルギーコストソリューション事業により開拓した低圧電力需要家の既存顧客を主な対象としているため実質的な競合は少ないものの、新規参入者の拡大により競合他社が増加した場合、新規契約の獲得ペースが低下することにより、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

電気事業法の改正

当社グループは、電気事業法に基づいた事業を行っております。電気事業法の改正により想定外の制度変更等がある場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 信用リスクの変化

当社グループは、事業者向けの販売については、業務提携しているリース会社に対し商品を販売しリース会社より顧客へ商品をリース供与する販売方法や、クレジット会社による顧客への信用供与と、現金販売による顧客への商品提供を行っております。一般家庭向けの販売については、クレジット会社による顧客への信用供与と、現金販売による顧客への商品提供を行っております。

従って、当社グループが顧客の信用リスクにより直接影響を受ける度合いは限定されていますが、当該顧客の信用状態が悪化しリース及びクレジット債務支払いの延滞事例が増加してきた場合や、リース会社及びクレジット会社（以下リース会社等）に対する業法上の規制強化等がなされた場合には、リース会社等の顧客に対する与信承認率の低下を通じて、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 商品仕入に関するリスク

当社グループは、商社・メーカー等から商品を仕入れて顧客に販売しております。仕入先については複数確保しておりますが、為替相場の変動や原材料の不足等により、仕入価格の上昇や、商品の調達に支障が生じた場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 提携先の確保

当社グループは、住宅メーカー等と業務提携を行い、提携先の顧客に住宅用太陽光発電システム・蓄電池等を販売しております。提携先は随時拡大しておりますが、提携先が確保できず、販売対象が減少した場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 仕入先に関するリスク

当社グループは、商社・メーカー等から商品を仕入れていますが、商品を独占的に販売する権利を有しておりません。そのため、仕入先又は仕入先が契約を締結した同業者との間で競合等が生じることで、当社グループの販売活動が困難となり、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規事業等の展開と推進について

当社グループは、今後も継続的な成長を維持するため、新規事業等の展開と推進に取り組んでまいります。しかし、新規事業等を展開・推進する過程におきましては、急激な市場環境の変化や想定し得ないリスクが発生する可能性があり、これらにより当初計画を達成できない場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制

当社グループは、個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、そのため同法の適用があります。当社グループは、同法を遵守するために、社内規程として個人情報取扱規程を定め、厳格に運営し個人情報の保護体制には万全を期していますが、何らかの原因で当社グループが保有している個人情報が漏洩するなどした場合、適切な対応を行うためのコスト負担、当社グループの社会的信用の低下、当社グループに対する損害賠償請求等により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは一般家庭を対象として住宅用太陽光発電システム等を販売していることから、特定商取引に関する法律、消費者契約法及び不当景品類及び不当表示防止法の適用を受けており、当該法令等に抵触した場合には、業務の改善指示、停止命令等の行政処分、優良誤認表示及び有利誤認表示に該当する可能性があります。

当社グループは、これらの法的規制に対しコンプライアンス研修を実施すると同時に営業活動の厳格な管理を行うなど、従業員が法令に違反する行為を行わないよう指導しており、これまで業務改善指示、停止命令等の行政処分を受けたことはありませんが、今後何らかの理由で当社グループが行政処分を受けた場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 太陽光発電に対する天候の影響

当社グループは、再生可能エネルギーの開発として、太陽光発電設備による発電を行い、売電にて収益を計上します。天候不順などの影響により日射量や日照時間が少なくなった場合、発電量の低下により売電収入が減少し、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響

当社グループは、商業施設における催事を活用して住宅用太陽光発電システム・蓄電池等を販売しております。新型コロナウイルスの感染拡大の対策として、営業社員にはマスクの着用とイベント前の体調管理の確認、販売場所での消毒液の設置を徹底することで社員の感染を予防しており、販売エリアや催事を開催する商業施設を多様化することで販売活動への影響の極小化を図っておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で広範囲の商業施設の営業休止や、催事規模の縮小がある場合、販売活動の減少により当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大とそれに対応する緊急事態宣言の発出、商業施設の休業など、経済活動の停滞や消費行動の低迷により景気は急速に悪化しました。1度目の緊急事態宣言の解除以降は経済活動の再開に伴い景気は緩やかに持ち直しの兆しが見えたものの、年末からの感染症再拡大による再度の緊急事態宣言が発出され、年間を通じて先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの事業につきましては、コスト削減やエネルギーの効率的な活用を促進する商品・サービスを取り扱っていることから、景気の変動にかかわらず需要は安定しています。事業者向けに電力基本料金削減コンサルティングや各種省エネ商材を販売するエネルギーコストソリューション事業、一般消費者向けに住宅用太陽光発電システムや蓄電池を販売するスマートハウスプロジェクト事業、電力の小売を行う小売電気事業、各事業とも受注は好調に推移しました。

しかしながら、12月中旬から1月下旬にかけて、寒波による電力需要の増加とLNG在庫減少による火力発電の抑制といった事象により電力需給が逼迫し、日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場において買い入札量に対して売り入札量が減少する状態が継続して発生したことで、電力取引価格が大幅に高騰いたしました。1月22日に電力・ガス取引監視等委員会が需給曲線を公開したことによりそれ以降の電力取引価格は落ち着きを取り戻しましたが、電力取引価格の高騰の影響で小売電気事業の売上原価が大幅に増加することとなりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は19,311百万円（前期比24.7%増）、営業利益は1,650百万円（前期比21.6%減）、経常利益は1,745百万円（前期比19.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,120百万円（前期比24.5%減）となりました。売上高につきましては、会社設立以来16期連続の増収を達成しております。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

〔エネルギーコストソリューション事業〕

エネルギーコストソリューション事業につきましては、電子ブレーカーの販売をはじめ、LED照明・業務用エアコン・トランスなどの各種省エネ設備の販売を推進し、顧客に電力の運用改善・設備改善などの提案をしてまいりました。今期より開始した事業用自家消費太陽光発電システムの販売についても、順調に受注を伸ばしました。また、販売商材における電子ブレーカーの比率を高めたことで、利益率が向上いたしました。その結果、エネルギーコストソリューション事業の売上高は5,475百万円（前期比23.1%増）、セグメント利益は2,097百万円（前期比101.2%増）となり、売上・利益ともに過去最高となりました。

〔スマートハウスプロジェクト事業〕

スマートハウスプロジェクト事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により催事販売への影響がございましたが、太陽光発電の10年間の固定価格買取制度の適用が終わる卒FIT案件の増加といった市場環境による底堅い蓄電池への需要があることから、ハウスメーカーとの提携販売、VPP（バーチャルパワープラント（注））の活用といった多様な販売手法を活用し、蓄電池の単体販売や、住宅用太陽光発電システムと蓄電池のセット販売を積極的に推進してまいりました。その結果、スマートハウスプロジェクト事業の売上高は4,583百万円（前期比16.8%増）、セグメント利益は745百万円（前期比107.3%増）となり、売上・利益ともに過去最高となりました。

（注）バーチャルパワープラント：分散して存在するいくつかのエネルギーリソース（太陽光発電システム・蓄電池など）をエネルギーマネジメント技術により統合制御し、あたかも一つの発電所のように利用する仕組み。

〔小売電気事業〕

小売電気事業につきましては、電力の調達改善を顧客に提案することにより、順調に受注を伸ばしました。しかしながら、12月中旬から1月下旬にかけての電力取引価格の大幅な高騰、そしてスポット市場にて売り入札量の減少から売り切れの状態が継続的に発生したことでインバランス料金（注）の精算が約20億円発生し、売上原価が大きく増加しました。その結果、小売電気事業の売上高は9,252百万円（前期比30.0%増）、セグメント損失は486百万円（前期は1,362百万円の利益）となり、売上につきましては過去最高となりました。

（注）インバランス料金：新電力事業者が計画と実績の同時同量を達成できずに供給する電力の過不足が生じた場合、その調整の対価として支払わなければならない料金。

財政状態の状況

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産は11,165百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,748百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が4,030百万円、受取手形及び売掛金が804百万円、未収還付法人税等が247百万円増加した一方で、商品が371百万円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産は1,753百万円となり、前連結会計年度末に比べ467百万円減少いたしました。これは主に、機械及び装置が59百万円、投資有価証券が407百万円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末の流動負債は5,204百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,544百万円増加いたしました。これは主に、買掛金が2,481百万円、1年内返済予定の長期借入金が118百万円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債は1,697百万円となり、前連結会計年度末に比べ852百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金が851百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は6,016百万円となり、前連結会計年度末に比べ883百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する包括利益により1,120百万円、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金が83百万円増加した一方で、剰余金の配当で327百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」と言います。)は、8,206百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,030百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は2,921百万円(前期は1,600百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益1,737百万円、減価償却費112百万円、たな卸資産の減少371百万円、仕入債務の増加2,481百万円等による資金の増加があった一方で、売上債権の増加804百万円、法人税等の支払831百万円等による資金の減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果得られた資金は375百万円(前期は660百万円の支出)となりました。これは主に、投資有価証券の売却700百万円等による資金の増加があった一方で、投資有価証券の取得300百万円、有形固定資産の取得54百万円等による資金の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は733百万円(前期は254百万円の支出)となりました。これは主に、長期借入金の借入1,400百万円、株式の発行による収入83百万円等資金の増加があった一方で、長期借入金の返済430百万円、配当金の支払327百万円による資金の減少があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前期比(%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	819,804	17.4
スマートハウスプロジェクト事業(千円)	1,930,584	5.8
小売電気事業(千円)	9,448,476	74.9
合 計(千円)	12,198,865	48.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前期比(%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	5,475,967	23.1
スマートハウスプロジェクト事業(千円)	4,583,861	16.8
小売電気事業(千円)	9,252,157	30.0
合 計(千円)	19,311,987	24.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、本文における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度における経営成績は「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおり、売上高については増収、利益については減益となりました。有利子負債の増加により自己資本比率は低下したものの、営業活動によるキャッシュ・フローは過去最高の2,921百万円となっており、引き続き財政状態の健全性を維持しております。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、電力をめぐる状況があります。当連結会計年度におきましては、エネルギーコストソリューション事業とスマートハウスプロジェクト事業は好調に推移したものの、電力市場価格の大幅な高騰の影響による売上原価の増加から小売電気事業がセグメント損失を計上し、そのため連結の各段階利益はいずれも前期比マイナスとなりました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響は、スマートハウスプロジェクト事業における催事販売においてあったものの軽微であり、当社グループの連結業績への影響も軽微でありました。

(売上高及び売上総利益)

当連結会計年度における売上高は、小売電気事業を中心に各事業とも増収となり、過去最高の19,311百万円(前期比24.7%増)となりました。売上総利益につきましては、エネルギーコストソリューション事業とスマートハウスプロジェクト事業は過去最高の利益となりましたが、電力市場価格の大幅な高騰の影響で小売電気事業が196百万円の損失(前期は1,713百万円の利益)となったことにより、5,333百万円(前期比7.5%減)となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は、売上総利益と同様、小売電気事業が486百万円の損失(前期は1,362百万円の利益)となったことにより、1,650百万円(前期比21.6%減)となりました。

なお、セグメント別の内容は「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりです。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、1,120百万円(前期比24.5%減)となりました。また、1株当たり当期純利益は49.45円となり、前連結会計年度に比べ16.30円減少いたしました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおり、営業活動によるキャッシュ・フローが拡大しております。

当社グループは、主に営業活動によるキャッシュ・フローを財源として企業活動を行っています。重要な資本的支出の予定はありません。また、安定的な資金の確保のため金融機関から長期借入金を調達しております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は2,158百万円、現金及び現金同等物の残高は8,206百万円となっております。また、当連結会計年度末における自己資本比率は46.5%となっております。

重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されております。その作成は、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、たな卸資産の評価、貸倒引当金の計上につきまして、過去の実績等を勘案して合理的に見積りを行っております。

当社グループの連結財務諸表作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりです。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 仕入・外注に関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2007年11月30日	商品売買基本契約書	株式会社ネオ・コーポレーション	電子プレーカーの継続的売上の契約	1年間(自動更新の条項有り)

(2) リースに関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2005年9月8日	リース契約・割賦販売契約の取扱いに関する基本契約書	エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 (現：NTTファイナンス株式会社)	電子プレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2005年9月13日	リース業務提携申込書	株式会社クレディセゾン	電子プレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

(3) 包括的な協業に関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2013年12月26日	包括的な協業に関する契約書	株式会社エナリス	電力分野における様々な分野での協業	1年間(自動更新の条項有り)

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は39百万円であり、その主なものは、事務所設備等19百万円、車輛15百万円、ソフトウェア3百万円の固定資産の取得であります。

また、セグメント別に記載すると、エネルギーコストソリューション事業が11百万円、スマートハウスプロジェクト事業が14百万円、調整額（主に持株会社の設備投資）が13百万円となります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本 社 (東京都品川区)	全社共通	事務所設備 ソフトウェア	38,445	21,244	3,319	63,009	71
名古屋事業所 (愛知県名古屋市中村区)	全社共通	事務所設備	5,560	1,540	-	7,101	
大阪事業所 (大阪府 大阪市西区)	全社共通	事務所設備	6,434	2,543	-	8,978	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数を表示しております。

3. 主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

<賃借設備>

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	科目	面積(m ²)	賃借料 (千円/年)
本 社 (東京都品川区)	全社共通	建物	2,067.14	121,700
名古屋事業所 (愛知県名古屋市中村区)	全社共通	建物	335.29	18,255
大阪事業所 (大阪府 大阪市西区)	全社共通	建物	304.50	19,675

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 大阪事業所には、移転前の賃借料が含まれております。

(2) 国内子会社
事務所

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (名)
				建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	車両運搬具 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
株式会社 GRコン サルティ ング	本社 (東京都品川区)	エネル ギーコス トソ リュー ション 事業	事務所 設備 車輛 ソフト ウェア	-	1,435	8,629	86	10,151	114
	大阪営業部 (大阪府大阪市 西区)			-	225	-	-	225	
	名古屋営業部 (愛知県名古屋市中村区)			-	2,868	1,597	-	4,465	
株式会社 グリム スパワー	本社 (東京都品川区)	小売電気 事業 エネル ギーコス トソ リュー ション 事業		-	521	1,014	0	1,535	72
株式会社 グリムス ソーラー	本社 (東京都品川区)	スマート ハウスプ ロジェク ト事業	事務所 設備 車輛 ソフト ウェア	-	908	8,468	9,296	18,673	91
	名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区)			-	-	834	-	834	
	大阪営業所 (大阪府大阪市 西区)			-	216	-	-	216	
	福岡営業所 (福岡県福岡市)			3,972	1,254	381	-	5,608	

太陽光発電所

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				
				建物 (千円)	機械 及び装置 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)
株式会社 グリムス ソーラー	太陽光発電所 (群馬県嬬恋村) (静岡県浜松市)	スマートハウス プロジェクト事業	太陽光 発電所	483	615,798	1,137	119,149 (38,965.43)	736,569

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員数を表示しております。
3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

< 賃借設備 >

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	科目	面積(㎡)	賃借料 (千円/年)
株式会社 グリムスソーラー	福岡営業所 (福岡県福岡市)	スマートハウス プロジェクト事業	建物	141.42	5,964

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 福岡営業所には、移転前の賃借料が含まれております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,490,800	23,490,800	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
計	23,490,800	23,490,800	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 2020年11月24日をもって、当社株式は東京証券取引所市場第一部に銘柄指定されております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

2017年3月16日取締役会決議、子会社取締役及び子会社従業員向け発行分

区分	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 6名 子会社従業員 37名	子会社取締役 6名 子会社従業員 37名
新株予約権の数(個)	14	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1 単元株式数 600株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,400 (注) 2	8,400 同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2017年3月31日から 2022年3月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 237 資本組入額 119 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

また、当社が合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整するものとします。

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と付与時における新株予約権の公正な評価単価（1株当たり236円）を合算しております。
4. 資本組入額は、1株当たり帳簿価格と行使価格との合計額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。
5. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではありません。
 - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できます。
 - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡はできないものとします。
 - (4) その他の条件については、2017年3月16日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとします。

2020年12月25日取締役会決議、当社従業員、子会社取締役及び子会社従業員向け発行分

区分	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名 子会社役員及び従業員 9名	当社従業員 4名 子会社役員及び従業員 9名
新株予約権の数(個)	147,100	147,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 1株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	147,100 (注)2	147,100 同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,220	同左
新株予約権の行使期間	2024年7月1日から 2028年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,275 資本組入額 1,138 (注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。また、本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式147,100株とします(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は1株とします。)。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整します。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

なお、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 行使価額の調整

(1)当社が、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2)当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり2,220円)と付与時における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり55.18円)を合算しております。

4. 資本組入額は、1株当たり帳簿価格と行使価格との合計額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権を行使する時点において、当該本新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役等の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。但し、定年退職により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合にはこの限りではありません。
- (2) 本新株予約権者が2024年7月1日から2028年6月30日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができません。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができません。但し、以下の 、 、 の場合を除き、当社取締役会が承認した場合にはこの限りではありません。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。）

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (4) 新株予約権者は、下記 に掲げる各水準（国際財務報告基準の適用等により下記 に掲げる水準とすべき各金額について変更の必要があるものと当社取締役会が認める場合には、別途当社取締役会が定める水準とすべき金額を各水準とします。）を超過した場合に限り、それぞれ定められた日以降、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数に、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」といいます。）を乗じた数を上限として、本新株予約権を権利行使することができるものとします。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとします。

2024年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度に係る連結損益計算書上の営業利益の額が40億円を超過している場合

- ・行使可能となる日：当該営業利益目標を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日
- ・行使可能割合：50%

2024年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度に係る連結損益計算書上の営業利益の額が50億円を超過している場合

- ・行使可能となる日：当該営業利益目標を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日
- ・行使可能割合：100%

本号に定める営業利益の判定は、以下に定めるとおりとします。

- ・有価証券報告書における監査済の連結損益計算書記載の金額を基準とします。
- ・営業利益の額について、合併、株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式移転及び会社分割等（本新株予約権の発行決議日以降に生じたものに限る。以下「合併等」といいます。）に起因した増加が認められる場合には、連結損益計算書記載の営業利益の額から、合併等に起因した営業利益の増加分を控除します。なお、営業利益の増加が合併等に起因するものであるか否かの判断及び増加額が幾らであるかの判断は、当社取締役会が行うものとします。疑義を避けるために付言すると、連結損益計算書記載の営業利益の額が40億円の場合であっても、合併等に起因した営業利益の増加分が5億円であると判断されたときは、当該増加分を控除した35億円をもって営業利益として扱い水準超過の有無を判断することになる結果、上記の水準を超過しないこととなります。

6. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以下総称して「組織再編行為」といいます。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「（注）1」に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「（注）2」に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

「（注）5」に準じて決定します。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社株主総会が承認した場合（株主総会の承認を要しない場合には取締役会が承認した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得します。但し、当社株主総会（取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができるものとします。

当社は、本新株予約権者が「（注）5」に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社株主総会（取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得します。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定めます。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとします。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「（注）3」「（注）4」に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

2017年11月14日取締役会決議、取締役向け発行分

区分	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名
新株予約権の数(個)	810	810
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 1 単元株式数 400株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000 (注) 2	324,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり415円 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2024年11月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 540 資本組入額 270 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2017年11月13日の東京証券取引所における当社株価の終値である1,659円とします。本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり415円)と付与時における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり125円)を合算しております。

4. 資本組入額は、1株当たり帳簿価格と行使価格との合計額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社が提出した2019年3月期から2021年3月期までのいずれかの事業年度に係る有価証券報告書における監査済の連結損益計算書に記載される営業利益が、15億円を超過している場合に、当該営業利益目標を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日以降に行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。
- (2) 上記にかかわらず、2019年3月期から2021年3月期のいずれかの期における営業利益が10億円を下回った場合には、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとします。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2017年10月1日 (注)1	1,940,900	5,822,700	-	599,249	-	337,862
2018年8月1日 (注)2	5,822,700	11,645,400	-	599,249	-	337,862
2020年9月1日 (注)3	11,645,400	23,290,800	-	599,249	-	337,862
2020年9月11日 (注)4	100,000	23,390,800	20,812	620,061	20,812	358,674
2020年11月11日 (注)5	100,000	23,490,800	20,812	640,874	20,812	379,487

- (注) 1. 2017年8月10日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。
2. 2018年6月27日開催の取締役会決議により、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
3. 2020年7月15日開催の取締役会決議により、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
4. 新株予約権の行使による増加であります。
5. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	42	52	66	29	8,075	8,281	-
所有株式数(単元)	-	8,782	3,903	19,571	21,757	184	180,582	234,779	12,900
所有株式数の割合(%)	-	3.74	1.66	8.34	9.27	0.08	76.91	100.00	-

(注) 「個人その他」の中には、自己株式7,210単元、「単元未満株式の状況」の中には自己株式52株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
田中 政臣	東京都港区	11,240,000	49.36
株式会社エナリス	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番1号 御茶ノ水ファーストビル	1,700,200	7.47
那須 慎一	東京都港区	698,800	3.07
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	520,100	2.28
GOLDMAN SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	428,412	1.88
石垣 康治	宮城県仙台市若林区	406,500	1.79
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	282,900	1.24
三浦 幹之	東京都目黒区	249,000	1.09
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	211,200	0.93
USAA MUTUAL FUNDS TRUST - USAA INTERNATIONAL FUND(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	9800 FREDERICKSBURG ROAD SAN ANTONIO, TX 78288 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	176,500	0.78
計	-	15,913,612	69.89

(注) 上記のほか、自己株式が721,052株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 721,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,756,900	227,569	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
単元未満株式	普通株式 12,900	-	-
発行済株式総数	23,490,800	-	-
総株主の議決権	-	227,569	-

(注) 上記の「単元未満株式」には、当社所有の自己株式が52株含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社グリムス	東京都品川区東品川 二丁目2番4号 天王洲ファースト タワー19階	721,000	-	721,000	3.07
計	-	721,000	-	721,000	3.07

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (ストックオプションの権利行使に基づく取得自己株式の処分)	3,000	2,434,200	-	-
保有自己株式数	721,052	-	721,052	-

(注) 1. 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使に基づく取得自己株式の処分及び単元未満株式の買増請求に伴う売却は含まれておりません。

2. 2020年9月1日付で普通株式を1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3 【配当政策】

当社は、事業基盤を強化し企業価値を高めるため内部留保を充実させること、会社業績の動向に応じて株主へ成果を配分していくこと、これらを総合的に勘案したうえで安定的に株主に利益還元することを利益配分に関する基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の2回を基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度における配当につきましては、上記の基本方針のもと、中間配当については1株当たり5円を実施しており、期末配当については1株当たり12円の期末配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は47.5%となりました。

内部留保金につきましては、主として今後一層の事業の発展及び事業基盤の強化のために投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2020年10月30日 取締役会決議	113,336	5
2021年6月25日 定時株主総会決議	273,236	12

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を常に意識し、継続的な企業価値の向上及び株主をはじめとした全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を実現するために、取締役会及び監査等委員会を軸としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は監査等委員会設置会社であり、本書提出日現在、取締役9名、うち監査等委員3名、社外取締役4名という経営体制となっており、取締役会は定例として毎月1回、また、必要に応じて臨時で開催し、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行っております。

監査等委員は3名全員が社外取締役であり、独立した立場で取締役の業務執行を監督しております。

また、迅速で的確な経営及び執行判断を実現するため、業務を執行する担当取締役で構成する執行会議を毎週開催し、営業や財務を含めた所管業務の現況を共有し、業務執行における重要課題を審議しております。

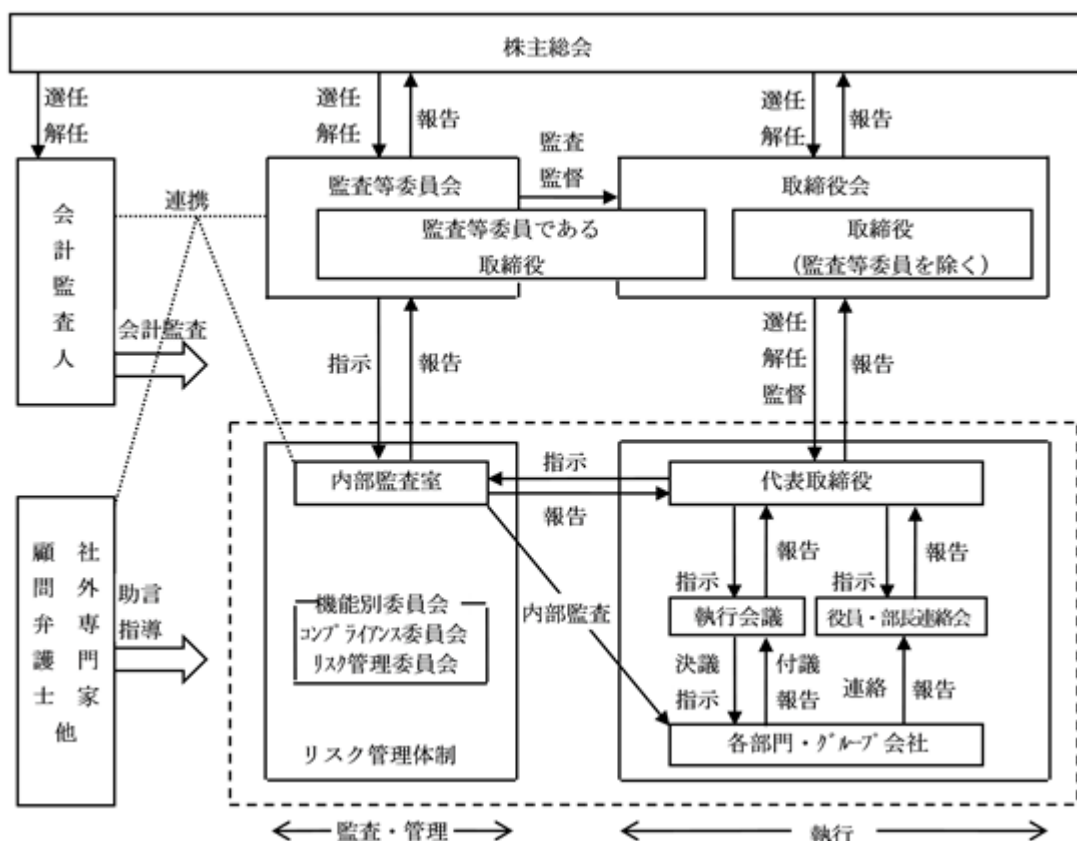
取締役会及び執行会議において、経営上の意思決定が行われると、各部門に対し業務執行の指示が出され、各部門では必要に応じ、他の部門と連携を図りながら業務を執行する体制となっております。

また、経営方針に則った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、さらには事業計画・事業全体に関わる方針や各部門において抱える課題で組織を横断的に協議すべき事項については、代表取締役及び決裁権限に基づく決裁者の意思決定に資するため、当社グループ各社の取締役、各部門長、代表取締役の指名する社員及びオブザーバーとして出席する監査等委員である取締役及び内部監査室長で構成する役員部長連絡会を設置し、毎週1回開催しております。

子会社については、子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、関係資料等の提出や報告を求めるとともに、担当取締役が必要に応じてアドバイス等を行っております。また、当社から監査担当者を派遣し、内部監査を実施して、法令の遵守状況の確認を行っております。

・会社の機関・内部統制に関する概要図

当社の業務執行・監査・内部統制の概要は以下のとおりであります。



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社が監査等委員会を設置した理由は、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に加わることにより、取締役会の監督機能の強化を図るためであります。また、定款の定めにより、取締役会の決議において重要な業務執行（会社法第399条の13第5項に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を業務を執行する取締役に委任することが可能となったことから、迅速で的確な経営及び執行判断が出来るようになりました。さらに、2015年5月1日施行の改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更となり、社内社外を問わず、業務を執行しない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、取締役が期待される役割を十分に発揮できると考えます。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容にて、取締役会にて承認を得ております。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

A. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス規程に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、企業行動指針・規範や各種の規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行う。
- (2) 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社に対する業務監査及びコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、当社の社長及び監査等委員会に報告する。
- (3) 法令上疑義のある行為について、当社及び子会社の使用人が内部通報を行う場合の窓口を、内部通報規程に基づき、社外（顧問弁護士）に設置する。

B. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の総務部は、稟議規程や文書管理規程に基づき、取締役の決裁等の職務執行に関する情報を、適切に記録・保存し、当社の取締役及び監査等委員である取締役が必要に応じてこれを閲覧できるようにする。

C. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会の下、当社の人事部、総務部、経営企画部、経理部及び業務管理部の各部門が、コンプライアンス、財務や情報セキュリティ、品質、環境及び自然災害等の、当社グループの各種リスクについて識別・評価し、リスクの回避・低減等の必要な対策を実施するとともに、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

D. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は稟議規程や組織規程及び業務分掌規程等の整備・見直しを進め、各取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

E. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名することができる。

F. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。

G. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2) 監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が定時もしくは臨時に監査等委員会へ報告すべき事項を定める。
- (3) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告する。

H. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

I. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

J. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、役員・部長連絡会その他監査等委員会が重要と認める会議に出席する。
- (2) 監査等委員会が選定する監査等委員は、決裁書、社内情報システムその他監査等委員会が重要と認める報告書等の文書を随時閲覧する。
- (3) 監査等委員会は、毎月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報交換並びに協議を行うとともに、会計監査人から定期的並びに必要なに応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

K. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従った財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価し、必要な是正を行い、適切な報告を行う体制を整備運用する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、総合的なリスク管理について、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会で討議しており、必要に応じて取締役会でも検討しております。法令の遵守状況に関しては、コンプライアンス委員会において動向を把握し、また社外の法律事務所、税理士事務所と顧問契約を締結し、適切なコミュニケーションを通じて、法令遵守体制の確保に努めております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、グリムスグループとしての経営理念や行動基準を制定し、グループ各社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種の会議を通して、グループ全体の業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築しております。

また、グループ会社の横断的な業務を担当する取締役は、各社の業務について十分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行います。

内部監査規程に基づき、内部監査室は関連会社監査や会議・委員会等を通じて関連会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、経理部と連携して連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築しております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

この定款に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と責任限定契約を締結しております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の連結子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

f. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とする旨及び当社の監査等委員である取締役は3名以内とする旨、定款に定めております。

g. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって取締役を解任することができます。

h. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

A. 剰余金の配当

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

B. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、市場取引等による自己株式の取得を可能とすることを目的とするものであります。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	田中 政臣	1978年10月21日生	1999年10月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 2003年4月 株式会社テレウェイヴリンクス(現： 株式会社アイフラッグ)取締役就任 2004年6月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社 アイフラッグ)取締役就任 2005年7月 当社代表取締役社長就任(現任) 2013年11月 株式会社グリムスペンチャーズ(現： 株式会社ベットシア)代表取締役社長 就任	(注) 3	11,240,000
代表取締役 副社長	那須 慎一	1975年11月23日生	1999年10月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 2003年10月 株式会社アントレブレナー入社 2004年11月 同社取締役就任 2006年7月 当社取締役就任 2007年4月 当社常務取締役就任 営業本部長 2011年4月 株式会社グリムスソーラー 代表取締役社長就任 株式会社GRコンサルティング 代表取締役社長就任 2012年12月 株式会社GFライテック (現：株式会社グリムスパワー) 代表取締役社長就任 2013年6月 当社代表取締役副社長就任(現任) 2013年11月 株式会社グリムスペンチャーズ (現：株式会社ベットシア)取締役就任	(注) 3	698,800
取締役	三浦 幹之	1974年4月19日生	1995年4月 キャンシステム株式会社入社 1997年9月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 2003年1月 工事ドットネット株式会社(現：株式 会社アントレブレナー)入社 2005年7月 当社監査役就任 2005年8月 当社業務部長 2007年4月 当社営業本部副本部長 2009年6月 当社取締役就任(現任) 2012年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任 株式会社GRコンサルティング 取締役就任 2012年12月 株式会社GFライテック(現：株式会 社グリムスパワー)取締役就任 2013年4月 株式会社GRコンサルティング 代表取締役社長就任 2013年11月 株式会社グリムスペンチャーズ (現：株式会社ベットシア)取締役就任 2016年2月 株式会社グリムスパワー 代表取締役社長就任 2019年4月 同社取締役就任(現任) 2021年4月 株式会社GRコンサルティング 取締役就任(現任)	(注) 3	249,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	善村 賢治	1959年2月24日生	1978年4月 大倉商事株式会社(現：株式会社大蔵)入社 1979年3月 大増商事株式会社入社 1982年3月 アコム株式会社入社 1998年2月 株式会社キッド入社 1999年4月 同社取締役就任 2000年11月 株式会社サクセス取締役就任 2004年8月 同社常務取締役就任 2005年11月 株式会社ジー・モード入社 管理本部長 2006年6月 同社取締役就任 2007年1月 同社取締役経営企画室長 2008年4月 同社取締役管理本部長 2010年3月 株式会社アプリックス 取締役就任 2012年10月 当社入社 管理統括部長 2013年6月 当社取締役就任(現任) 2013年11月 株式会社グリムスベンチャーズ (現：株式会社ベツシア)取締役就任 2015年6月 株式会社GFライテック(現：株式会社グリムスパワー)取締役就任	(注)3	20,000
取締役	加藤 孝介	1979年7月23日生	2003年4月 株式会社テレウェイリンクス (現：株式会社アイフラグ)入社 2005年9月 当社入社 2011年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任 2013年4月 同社代表取締役社長就任 2016年6月 当社取締役就任(現任) 2019年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任	(注)3	148,200
取締役	江田 千重子	1950年11月21日生	1985年9月 Milbank, Tweed, Hadley & McCloy LLP(現 Milbank LLP)入所 1986年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1990年5月 米国カリフォルニア州弁護士登録 1995年10月 Morrison & Foerster LLP入所 1998年9月 シャーマンアンドスターリング外国法 事務弁護士事務所入所 2003年7月 Johnson & Johnson, Law Department (本社法務本部)日本代表就任 2009年3月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式 会社 代表取締役就任 ヤンセン・ファーマ株式会社 取締役就任 2018年1月 株式会社GSTV取締役就任(現任) 2020年1月 当社顧問就任 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	手塚 博水	1956年11月25日生	1981年4月 株式会社住友銀行 (現：株式会社三井住友銀行)入行 1985年10月 通商産業省(現：経済産業省)出向 1989年10月 株式会社日本総合研究所出向 2003年7月 朝日監査法人(現：有限責任 あずさ監査法人)企業公開部出向 2004年4月 S M B Cフレンド証券株式会社出向 2006年6月 当社顧問就任 当社常勤監査役就任 2011年4月 株式会社グリムスソーラー 監査役就任 株式会社G Rコンサルティング 監査役就任 2012年12月 株式会社G F ライテック(現：株式会社グリムスパワー)監査役就任 2013年11月 株式会社グリムスベンチャーズ (現：株式会社ベットシア)監査役就任 2016年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	西本 昌道	1939年3月29日生	1964年4月 鐘淵紡績株式会社(現：クラシエホールディングス株式会社)入社 1964年10月 日本専売公社 (現：日本たばこ産業株式会社)入社 1991年6月 同社取締役就任 医薬事業部長 1993年6月 同社常務取締役就任 医薬事業担当兼医薬研究所長 1996年6月 同社専務取締役就任 医薬事業担当 1997年6月 有機合成薬品工業株式会社 専務取締役就任 1999年6月 同社代表取締役社長就任 2007年6月 同社取締役会長就任 2008年6月 同社相談役就任 2009年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2017年4月 株式会社キノファーマ監査役就任 (現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	福島 泰三	1970年6月3日生	1992年4月 株式会社ケー・イー・シー入社 1996年10月 太田昭和監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人)入所 2003年1月 監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ)入所 2015年11月 阿久津・福島会計事務所設立 2015年12月 MMプリンシパルインベストメント株式会社取締役就任(現任) 2016年4月 株式会社OMGホールディングス取締役就任(現任) 2016年5月 株式会社アポロジャパン監査役就任(現任) 2016年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2016年9月 株式会社キーストーンテクノロジー取締役就任 2017年3月 株式会社オルツ監査役就任(現任) 株式会社シグリード取締役(監査等委員)就任 2017年6月 福島泰三公認会計士事務所設立 同事務所所長就任(現任) 2017年9月 株式会社M&Aの窓口取締役就任(現任) 明星監査法人設立 代表社員就任(現任) 2020年6月 株式会社クルーパー監査役就任(現任) 2020年10月 株式会社アットドウス監査役就任(現任)	(注)4	-
計					12,356,000

- (注) 1. 取締役 江田千重子、手塚博水、西本昌道及び福島泰三は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は以下のとおりであります。
 委員長 手塚博水、委員 西本昌道、委員 福島泰三
 なお、手塚博水は常勤の監査等委員であります。
3. 2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2020年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役江田千重子は、企業経営者としての豊富な経験と米国弁護士として企業法務に精通し幅広い法務的な知見に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割と責務を果たしており、当社のコンプライアンス対応の実施状況の点検や見直しなど、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。

社外取締役手塚博水は、金融機関での与信判断業務、官庁や監査法人での業務経験など、経営や財務会計に関する豊富な経験と相当程度の知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。

社外取締役西本昌道は、長年にわたる企業の役員の経験があり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役福島泰三は、公認会計士として会社財務に精通しており、専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、届け出ております。

当社においては、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、以下の各項目のいずれにも該当しない場合に独立性を有すると判断しております。

- a. 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者
- b. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接に保有している者及びその業務執行者
- c. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接に保有している法人等の業務執行者
- d. 当社グループの主要な取引先（取引金額が直近の連結会計年度における連結売上高の2%以上ある取引先）又はその業務執行者
- e. 当社グループを主要な取引先（当社グループとの取引金額が直近の事業年度又は連結会計年度における売上高又は連結売上高の2%以上ある取引先）とする者又はその業務執行者
- f. 当社グループの会計監査人及び顧問弁護士
- g. 過去3年以内に上記a～fに該当する者
- h. 現在又は過去3事業年度において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産上の利益（個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の場合は売上高の2%以上の金額）を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- i. 現在又は過去3事業年度において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を得ている法人・組合等の業務執行者
- j. 当社グループの役員が社外役員を努める会社等の業務執行者
- k. 上記a～jに該当する者の2親等以内の親族

社外取締役4名につきましては、当該基準に基づき、独立性を有すると判断しております。

社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会において客観的・中立的な立場から適宜必要な意見を述べ、経営の監督を行うとともに、社長直属の内部監査室が各部門や子会社を対象に定期的に行う業務の適正性を監査する内部監査の状況について随時情報交換を行っております。

社外取締役3名で構成される監査等委員会は監査方針・監査計画に従った各部門や子会社の調査等を通じて取締役の職務執行を監督するとともに、会計監査人から監査計画等の説明や四半期毎の監査結果の報告を受け、会計監査人との緊密な連携を図っております。

また、監査等委員会・内部統制部門である内部監査室・会計監査人は、3者で定期的に会合を行い情報交換を行うことで、経営及び業務執行の監督機能の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は監査等委員会設置会社であり、本書提出日現在、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で監査等委員会が構成されております。監査等委員である取締役福島泰三は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に相当程度の知見を有しております。当社の監査等委員である取締役は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査規程に基づき、取締役会及び執行会議をはじめとした重要な会議に出席し、業務執行を担当する取締役からの事業報告を聴取し、重要な文書や帳票の閲覧、当社及び子会社に対する会計監査結果のヒアリング、閲覧を実施するとともに、内部監査室や会計監査人との情報交換を適宜行うなど、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を月1回以上開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
手塚 博水	20回	20回
西本 昌道	20回	20回
福島 泰三	20回	20回

監査等委員会における主な検討事項として月次決算の承認、規程類の改定、資金の調達及び運用等がありました。

また、常勤の監査等委員の活動として、稟議書全件、契約書全件、主要な管理資料、その他重要な文書や帳票類の閲覧、主要な営業所の往査、子会社を含めた業務執行取締役との面談並びに意見交換、従業員各層からのヒアリング等を実施しております。

内部監査の状況

経営の効率性、適法性及び健全性の確保を目的として、社内に代表取締役社長直轄の内部監査室（2名）を設置しており、内部監査については内部監査室が内部監査計画書に基づき、子会社を含めた各部門へのヒアリング、実地監査を行い、内部統制・コンプライアンス等の実効性及び効率性の向上に努めており、監査報告書は代表取締役社長に提出し、その写しを管理部門管掌取締役及び被監査部門の責任者に送付して、指摘事項への回答その他の問題点の是正を求め、その実施状況を確認しております。また金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び報告（J-SOX）も内部監査室で実施しております。

内部監査室は、監査等委員会との連携を図るため、毎月1回定期的に連絡会を開催し、内部監査の活動状況や監査結果、J-SOXの評価などを共有し、意見交換を実施しております。また会計監査人との連携を図るため、四半期ごとに三様監査会議を実施し、監査法人、監査等委員会、内部監査室の三者で意見交換を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

10年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 松木 豊

指定有限責任社員・業務執行社員 栗原 幸夫

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士3名・その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定するにあたり、以下を考慮しております。

- ・会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- ・会計監査人の独立性、業務執行状況を勘案し、問題がないこと。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人については、独立性・専門性・業務執行状況ともに問題はないと認識しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	27,000	-	27,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	27,000	-	27,000	-

当社における非監査業務に該当する事項はありません。

また、連結子会社における非監査業務に該当する事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数・当社の規模・当社の業務の特性等の要素を勘案して適切に決定することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、当連結会計年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠を確認した結果、適正な金額と判断したことによります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。

取締役の報酬等につきましては、各取締役の職責に応じて支給する固定報酬と、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。

業績連動報酬等にかかる業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業推進の成果を表す連結営業利益としております。また、当社の業績連動報酬は職位別の基準額に対して連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出いたします。

当社は役員の報酬の額の決定に関する方針を「取締役報酬に関する内規」に定めており、株主総会で定めた取締役の報酬の総額の範囲内で、取締役の報酬を取締役会で決定することとしております。その具体的な報酬等の額につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会の一任を受けた代表取締役社長が、各取締役の役割分担や業務の内容、経営に対する貢献度などを勘案して決定しており、当事業年度につきましては、固定報酬については2019年6月26日開催の取締役会にて、業績連動報酬については2020年4月15日開催の取締役会にて、それぞれ代表取締役社長への一任を決議しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。なお、監査等委員である取締役個々の報酬につきましては、監査等委員である取締役の協議によって定めており、当事業年度の報酬につきましては、2018年6月27日開催の監査等委員会にて決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

当社は2021年3月15日開催の取締役会において、取締役個人別報酬等の内容に係る決定方針等の決定を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役個人別報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び現在は導入していないが株式報酬を導入することを検討し、実現した際は基本報酬、業績連動金銭報酬、株式報酬により構成することとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標連結営業利益(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。また、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として株式報酬の導入を検討し、導入する際の株式付与数は役位に応じて決定するものとし、退任時に支給するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。取締役会(e.の委任を受けた代表取締役社長)は答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を5~15%(業績目標達成時)とし、株式報酬導入後の構成比は導入の際検討する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるもの(注)とし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

(注)取締役会は、代表取締役社長田中政臣に委任しており、その理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を適性かつ効率的に行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	130,800	130,800	-	-	-	6
社外役員	16,500	16,500	-	-	-	4

(注) 上記には、2020年6月25日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について、取引関係の有無を基準に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する純投資目的以外の目的である投資株式については、発行会社との取引状況・財政状態などを検証のうえ、適宜取締役会等の会議体においてその状況を報告することとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	10,289
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	112,700	1	119,000
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	2,100	-	6,300(注)
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 「評価損益の合計額」は、当事業年度の減損処理額であります。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催するセミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,176,111	8,206,608
受取手形及び売掛金	1,545,159	2,349,392
商品	605,504	234,237
前払費用	78,256	85,991
未収還付法人税等	-	247,283
未収消費税等	11,515	47,156
その他	9,201	4,988
貸倒引当金	8,585	10,184
流動資産合計	6,417,164	11,165,473
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	106,226	106,062
機械及び装置(純額)	2,743,787	2,684,135
車両運搬具(純額)	19,945	23,837
工具、器具及び備品(純額)	86,919	89,627
土地	2,123,877	2,123,877
建設仮勘定	730	1,390
有形固定資産合計	1,1,081,486	1,1,028,930
無形固定資産		
ソフトウェア	3,16,724	3,13,902
無形固定資産合計	16,724	13,902
投資その他の資産		
投資有価証券	626,753	219,219
長期貸付金	5,000	-
繰延税金資産	88,040	126,343
敷金及び保証金	372,752	331,139
その他	30,473	34,169
投資その他の資産合計	1,123,020	710,872
固定資産合計	2,221,231	1,753,705
資産合計	8,638,395	12,919,179

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	838,210	3,319,662
1年内返済予定の長期借入金	2 419,006	2 537,451
未払金	579,596	588,162
未払法人税等	460,688	492,027
未払消費税等	203,368	222,310
預り金	15,252	15,827
その他	144,222	29,413
流動負債合計	2,660,344	5,204,854
固定負債		
長期借入金	2 769,481	2 1,620,780
資産除去債務	73,413	76,310
その他	1,727	257
固定負債合計	844,621	1,697,348
負債合計	3,504,966	6,902,202
純資産の部		
株主資本		
資本金	599,249	640,874
資本剰余金	341,951	381,992
利益剰余金	4,680,345	5,473,295
自己株式	490,265	487,831
株主資本合計	5,131,281	6,008,330
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,331	1,853
その他の包括利益累計額合計	1,331	1,853
新株予約権	3,479	10,498
純資産合計	5,133,428	6,016,976
負債純資産合計	8,638,395	12,919,179

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	15,489,683	19,311,987
売上原価	1 9,722,322	1 13,978,639
売上総利益	5,767,361	5,333,348
販売費及び一般管理費	2 3,660,829	2 3,682,453
営業利益	2,106,531	1,650,894
営業外収益		
受取利息	109	82
受取配当金	8,258	24,038
受取手数料	24,474	33,644
助成金収入	43,994	52,392
その他	4,030	4,646
営業外収益合計	80,867	114,803
営業外費用		
支払利息	5,298	4,282
支払手数料	13,199	14,718
その他	618	960
営業外費用合計	19,116	19,962
経常利益	2,168,282	1,745,736
特別利益		
固定資産売却益	3 0	3 26
補助金収入	14,875	1,977
新株予約権戻入益	282	-
特別利益合計	15,158	2,004
特別損失		
投資有価証券評価損	-	6,300
固定資産除却損	4 3,719	4 2,241
固定資産売却損	5 1,110	5 541
減損損失	6 43	-
固定資産圧縮損	13,328	885
特別損失合計	18,201	9,967
税金等調整前当期純利益	2,165,239	1,737,774
法人税、住民税及び事業税	714,623	655,182
法人税等調整額	32,956	38,072
法人税等合計	681,667	617,109
当期純利益	1,483,572	1,120,664
親会社株主に帰属する当期純利益	1,483,572	1,120,664

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,483,572	1,120,664
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,331	521
その他の包括利益合計	1,331	521
包括利益	1,482,240	1,120,142
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,482,240	1,120,142

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	599,249	343,536	3,388,562	492,576	3,838,771
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	191,788	-	191,788
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	1,483,572	-	1,483,572
自己株式の取得	-	-	-	122	122
自己株式の処分	-	1,585	-	2,434	849
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	1,585	1,291,783	2,311	1,292,509
当期末残高	599,249	341,951	4,680,345	490,265	5,131,281

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	-	-	4,608	3,843,380
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	191,788
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	1,483,572
自己株式の取得	-	-	-	122
自己株式の処分	-	-	-	849
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,331	1,331	1,129	2,460
当期変動額合計	1,331	1,331	1,129	1,290,048
当期末残高	1,331	1,331	3,479	5,133,428

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	599,249	341,951	4,680,345	490,265	5,131,281
当期変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）	41,625	41,625	-	-	83,250
剰余金の配当	-	-	327,715	-	327,715
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	1,120,664	-	1,120,664
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	1,584	-	2,434	850
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	41,625	40,041	792,949	2,434	877,049
当期末残高	640,874	381,992	5,473,295	487,831	6,008,330

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,331	1,331	3,479	5,133,428
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	83,250
剰余金の配当	-	-	-	327,715
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	1,120,664
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	850
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	521	521	7,019	6,497
当期変動額合計	521	521	7,019	883,547
当期末残高	1,853	1,853	10,498	6,016,976

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,165,239	1,737,774
減価償却費	110,936	112,849
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,330	1,598
受取利息及び受取配当金	8,367	24,120
支払利息	5,298	4,282
投資有価証券評価損益(は益)	-	6,300
減損損失	43	-
固定資産除売却損益(は益)	4,829	2,755
固定資産圧縮損	13,328	885
補助金収入	14,875	1,977
新株予約権戻入益	282	-
売上債権の増減額(は増加)	381,728	804,232
たな卸資産の増減額(は増加)	102,805	371,266
未収消費税等の増減額(は増加)	11,515	35,640
仕入債務の増減額(は減少)	146,342	2,481,451
未払金の増減額(は減少)	17,928	13,798
未払消費税等の増減額(は減少)	73,812	18,520
その他	89,217	154,876
小計	2,111,731	3,730,635
利息及び配当金の受取額	5,166	27,210
利息の支払額	5,406	4,619
法人税等の支払額	510,699	831,575
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,600,791	2,921,650
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	500,000	300,000
投資有価証券の売却による収入	376	700,482
有形固定資産の取得による支出	63,255	54,826
無形固定資産の取得による支出	16,240	4,118
資産除去債務の履行による支出	11,000	10,431
補助金の受取額	14,875	1,977
敷金及び保証金の差入による支出	106,739	76,633
敷金及び保証金の回収による収入	18,203	118,246
貸付金の回収による収入	5,000	5,000
その他	2,188	4,155
投資活動によるキャッシュ・フロー	660,969	375,540
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	450,000	1,400,000
長期借入金の返済による支出	512,320	430,256
株式の発行による収入	-	83,000
新株予約権の発行による収入	-	8,116
ストックオプションの行使による収入	1	3
自己株式の取得による支出	122	-
配当金の支払額	191,633	327,558
財務活動によるキャッシュ・フロー	254,074	733,305
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	685,747	4,030,497
現金及び現金同等物の期首残高	3,490,363	4,176,111
現金及び現金同等物の期末残高	4,176,111	8,206,608

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社GRコンサルティング

株式会社グリムスパワー

株式会社グリムソーラー

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法

ロ 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)の定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、当社グループでは主に小売電気事業における電力料金収益及び関連する託送料金相当額の計上方法を変更する予定です。

小売電気事業においては、各顧客に設置されている電力メーターの検針により販売電力量を確定し電力料金を計算しており、その確定検針手続は、エリアや契約種別等により分割した顧客グループごとに循環的に実施しております。新収益認識会計基準等の適用前の会計処理は、確定検針データに基づき請求金額が確定した時点で収益を認識しておりましたが、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、請求金額が確定した時点ではなく、電力の供給に応じて会計期間に対応した電力料金収益を算定し、収益計上することになります。託送料金相当額についても同様に検針期間ではなく、会計期間に対応した費用を計上することになります。

上記の変更により2022年3月期の連結財務諸表における利益剰余金の期首残高が165,847千円増加する見込みですが、この影響額は、当連結会計年度末日後、有価証券報告書の作成日までに事後的に得た情報により算定しております。2022年3月期の売上高ほか主な科目に対する影響額については、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards CodificationのTopic 820 「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続(未適用の会計基準等)(3)において開示しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	474,248千円	546,347千円
上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。		

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
機械及び装置	667,316千円	613,987千円
土地	119,149	119,149

担保付債務は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	34,080千円	34,080千円
長期借入金	282,760	248,680

3 圧縮記帳額

国庫補助金等により無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
ソフトウェア	13,328千円	14,213千円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、以下のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております(は戻入額による売上原価の控除)。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	10,893千円	3,076千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料賃金	1,410,111千円	1,408,880千円
貸倒引当金繰入額	4,330	1,598

- 3 固定資産売却益の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
車両運搬具	0千円	26千円

- 4 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	- 千円	0千円
車両運搬具	54	149
工具、器具及び備品	3,665	2,091

- 5 固定資産売却損の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
車両運搬具	1,110千円	541千円

- 6 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,918千円	752千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	1,918	752
税効果額	587	230
その他有価証券評価差額金	1,331	521
その他の包括利益合計	1,331	521

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,645,400	-	-	11,645,400
合計	11,645,400	-	-	11,645,400
自己株式				
普通株式	364,072	54	1,800	362,326
合計	364,072	54	1,800	362,326

(注) 1. 自己株式の増加は、単元未満の買取りによるものであります。

2. 自己株式の減少は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第9回新株予約権	普通株式	262,000	-	-	262,000	655
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,824
合計		-	-	-	-	-	3,479

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	135,375	12	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月15日 取締役会	普通株式	56,412	5	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	214,378	利益剰余金	19	2020年3月31日	2020年6月26日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,645,400	11,845,400	-	23,490,800
合計	11,645,400	11,845,400	-	23,490,800
自己株式				
普通株式	362,326	361,726	3,000	721,052
合計	362,326	361,726	3,000	721,052

- (注) 1. 発行済株式の増加のうち11,645,400株は、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加であり、200,000株は、新株予約権の行使による増加であります。
2. 自己株式の増加は、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。
3. 自己株式の減少は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第9回新株予約権 (注) 1、2	普通株式	262,000	262,000	200,000	324,000	405
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	10,093	
合計		-	-	-	-	10,498	

- (注) 1. 第9回新株予約権の増加は、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。
2. 第9回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	214,378	(注) 19	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	113,336	5	2020年9月30日	2020年12月1日

- (注) 2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2020年6月25日定時株主総会決議による「1株当たり配当額」は、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	273,236	利益剰余金	12	2021年3月31日	2021年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	4,176,111千円	8,206,608千円
現金及び現金同等物	4,176,111千円	8,206,608千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資について銀行預金等の安全性の高い短期的な金融資産により運用しており、必要に応じて主に銀行借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループの販売業務規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券、長期貸付金、敷金及び保証金は、発行体や取引先企業等の信用リスク、金利変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引の実行時に調査を行うほか、取引実行後においても、必要に応じて発行体や取引先企業等の信用状況を適宜把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

債務については、その決済時において流動性リスクにさらされますが、適時に資金繰計画を作成・更新する方法により適切に管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,176,111	4,176,111	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,545,159	1,545,159	-
(3) 未収還付法人税等	-	-	-
(4) 未収消費税等	11,515	11,515	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの	97,464	97,464	-
(6) 長期貸付金	5,000	5,016	16
(7) 敷金及び保証金	372,752	361,338	11,413
資産計	6,208,004	6,196,606	11,397
(1) 支払手形及び買掛金	838,210	838,210	-
(2) 未払金	579,596	579,596	-
(3) 未払法人税等	460,688	460,688	-
(4) 未払消費税等	203,368	203,368	-
(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,188,487	1,189,279	792
負債計	3,270,351	3,271,144	792

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,206,608	8,206,608	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,349,392	2,349,392	-
(3) 未収還付法人税等	247,283	247,283	-
(4) 未収消費税等	47,156	47,156	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	96,229	96,229	-
(6) 長期貸付金	-	-	-
(7) 敷金及び保証金	331,139	321,520	9,618
資産計	11,277,810	11,268,191	9,618
(1) 支払手形及び買掛金	3,319,662	3,319,662	-
(2) 未払金	588,162	588,162	-
(3) 未払法人税等	492,027	492,027	-
(4) 未払消費税等	222,310	222,310	-
(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,158,231	2,160,959	2,728
負債計	6,780,393	6,783,122	2,728

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収還付法人税等、及び(4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 敷金及び保証金

事務所敷金の時価については、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しております。営業保証金の時価については、決済の時期が確定しておらず時価算定が困難なため、帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、及び(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられているため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	129,289	122,989
匿名組合出資金	400,000	-

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,176,111	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,545,159	-	-	-
未収還付法人税等	-	-	-	-
未収消費税等	11,515	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	97,464	-
長期貸付金	5,000	-	-	-
敷金及び保証金	-	35,222	-	337,529
合計	5,737,787	35,222	97,464	337,529

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,206,608	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,349,392	-	-	-
未収還付法人税等	247,283	-	-	-
未収消費税等	47,156	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	96,229	-
長期貸付金	-	-	-	-
敷金及び保証金	-	41,168	-	289,970
合計	10,850,441	41,168	96,229	289,970

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	419,006	252,451	172,700	129,270	68,620	146,440

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	537,451	457,700	414,270	347,370	289,080	112,360

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	97,464	99,382	1,918
	(3) その他	-	-	-
	小計	97,464	99,382	1,918
合計		97,464	99,382	1,918

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額129,289千円)及び匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額400,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみられることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	96,229	98,900	2,670
	(3) その他	-	-	-
	小計	96,229	98,900	2,670
合計		96,229	98,900	2,670

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額122,989千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみられることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	617	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	617	-	-

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	482	-	-
(3) その他	700,000	-	-
合計	700,482	-	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

その他有価証券の非上場株式について、6,300千円の減損処理を行っております。当該処理につきましては、株式の公開買付に応じ、買付価額まで簿価を切り下げたものであります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
新株予約権戻入益	282	-

3. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第8回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 6名 子会社従業員 37名	当社従業員 4名 子会社取締役及び従業員 9名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 66,000株	普通株式 147,100株
付与日	2017年3月31日	2021年1月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間(注)2	2017年3月31日から2022年3月30日	2024年7月1日から2028年6月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

なお、2017年10月1日付にて1株を1.5株に株式分割し、また、2018年8月1日付にて1株を2株に株式分割し、さらに、2020年9月1日付にて1株を2株に株式分割しておりますので、第8回新株予約権につきましては、株式分割後の株数を記載しております。

2. 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。

取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、付与者と締結される新株予約権割当契約によるものとする。

3. 権利確定条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権者は、下記(a)(b)に掲げる各水準を超過した場合に限り、それぞれ定められた日以降、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数に、それぞれ定められた割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を権利行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

(a)2024年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度に係る連結損益計算書上の営業利益の額が40億円を超過している場合

行使可能となる日：当該営業利益目標を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日

行使可能割合：50%

(b)2024年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度に係る連結損益計算書上の営業利益の額が50億円を超過している場合

行使可能となる日：当該営業利益目標を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日

行使可能割合：100%

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2017年10月1日付にて1株を1.5株に株式分割し、また、2018年8月1日付にて1株を2株に株式分割し、さらに、2020年9月1日付にて1株を2株に株式分割しておりますので、第8回新株予約権のストック・オプションの数及び単価情報については、株式分割後の数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	第8回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	147,100
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	147,100
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	12,000	-
権利確定	-	-
権利行使	3,600	-
失効	-	-
未行使残	8,400	-

単価情報

	第8回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	2,220
行使時平均株価 (円)	1,742	-
付与日における公正な評価単価 (円)	236	638.59

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第10回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	第10回新株予約権
株価変動性(注)1	59.98%
予想残存期間(注)2	5.46年
予想配当(注)3	14.5円/株
無リスク利率(注)4	0.103%

(注)1. 満期までに対応した直近の期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 評価算定時の配当予想であります。

4. 満期までの期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
売掛金	1,975千円	3,065千円
商品	7,933	6,919
未払事業税	24,132	50,581
未払賞与	38,720	30,449
未払家賃	2,664	214
貸倒引当金	2,969	3,522
減価償却超過額	9,486	9,699
資産除去債務	23,541	24,331
投資有価証券評価損	-	1,929
その他有価証券評価差額金	587	817
税務上の繰越欠損金(注)2	-	6,298
その他	6,745	6,104
繰延税金資産小計	118,756	143,934
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	13,123	-
評価性引当額小計(注)1	13,123	-
繰延税金資産合計	105,633	143,934
繰延税金負債		
建物(資産除去債務)	17,592	17,590
繰延税金負債合計	17,592	17,590
繰延税金資産の純額	88,040	126,343

(注)1. 評価性引当額が13,123千円減少しております。この減少の内容は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際、会社分類を変更したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	6,298	6,298
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	6,298	(b)6,298

(a) 税務上の繰越欠損金は、電気供給業に係る事業税から発生したものであり、当該部分の法定実効税率相当を乗じて算出したものであります。

(b) 税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより全額回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.4
役員賞与の損金不算入額	0.2	0.1
住民税均等割	0.2	0.4
留保金課税	0.5	-
評価性引当額の増減	0.4	0.7
電気供給業に係る事業税	3.2	1.6
連結子会社における親会社との税率差	3.3	3.2
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5	35.5

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物等の耐用年数などを勘案して主に5年～20年と見積り、割引率は0.000%～2.136%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	84,121千円	73,413千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	6,242
見積りの変更による増減額	-	6,806
時の経過による調整額	291	279
資産除去債務の履行による減少額	11,000	10,431
期末残高	73,413	76,310

二 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額6,806千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取扱商品・サービス別のセグメントから構成されており、事業セグメントを「エネルギーコストソリューション事業」「スマートハウスプロジェクト事業」「小売電気事業」の3事業としております。

「エネルギーコストソリューション事業」は、主に法人向けに電力基本料金削減コンサルティング及び省エネ商品の販売といったエネルギーコストの削減に関連する事業を行っております。「スマートハウスプロジェクト事業」は、主に一般家庭向けに住宅用太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー関連商品の販売、及び再生可能エネルギーの開発を行っております。「小売電気事業」は、主に既存の法人顧客向けに電力の小売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	エネルギーコストソリューション事業	スマートハウスプロジェクト事業	小売電気事業	
売上高				
外部顧客への売上高	4,450,018	3,924,143	7,115,521	15,489,683
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	4,450,018	3,924,143	7,115,521	15,489,683
セグメント利益	1,042,469	359,556	1,362,265	2,764,292
セグメント資産	2,645,376	1,753,064	2,487,879	6,886,320
その他の項目				
減価償却費	20,025	67,188	1,006	88,220
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	14,092	29,286	339	43,717

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	エネルギーコストソリューション事業	スマートハウスプロジェクト事業	小売電気事業	
売上高				
外部顧客への売上高	5,475,967	4,583,861	9,252,157	19,311,987
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	5,475,967	4,583,861	9,252,157	19,311,987
セグメント利益	2,097,756	745,265	486,540	2,356,480
セグメント資産	3,080,251	2,504,455	3,715,172	9,299,878
その他の項目				
減価償却費	20,444	69,832	503	90,781
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	25,925	16,022	694	42,643

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	15,489,683	19,311,987
セグメント間取引消去	-	-
連結財務諸表の売上高	15,489,683	19,311,987

(単位：千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,764,292	2,356,480
全社費用(注)	657,760	705,585
連結財務諸表の営業利益	2,106,531	1,650,894

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	6,886,320	9,299,878
全社資産(注)	1,752,074	3,619,300
連結財務諸表の資産合計	8,638,395	12,919,179

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の現金及び預金、固定資産及び管理部門に係る資産等であり、あります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	88,220	90,781	22,715	22,068	110,936	112,849
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	43,717	42,643	23,327	18,609	67,045	61,252

(注) 1. 減価償却費の調整額は、主に持株会社の有形固定資産及び無形固定資産の償却額であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に持株会社の有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	エネルギーコスト ソリューション事業	スマートハウス プロジェクト事業	小売電気事業	合計
減損損失	43	-	-	43

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	227.33円	263.79円
1株当たり当期純利益金額	65.75円	49.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	64.83円	48.74円

(注) 1. 当社は、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,483,572	1,120,664
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	1,483,572	1,120,664
普通株式の期中平均株式数(株)	22,564,778	22,662,102
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	320,498	328,965
(うち新株予約権(株))	(320,498)	(328,965)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		第10回新株予約権 2020年12月25日 取締役会決議 新株予約権の数 147,100個 (普通株式 147,100株)

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	419,006	537,451	0.3	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	769,481	1,620,780	0.3	2022年～2030年
合計	1,188,487	2,158,231	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	457,700	414,270	347,370	289,080

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	4,226,778	8,319,295	12,845,596	19,311,987
税金等調整前 四半期(当期)純利益(千円)	1,021,958	1,643,884	2,370,003	1,737,774
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益(千円)	672,273	1,124,808	1,607,341	1,120,664
1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	29.79	49.82	71.04	49.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額 ()(円)	29.79	20.03	21.23	21.37

(注)当社は、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	874,411	3,087,033
前払費用	42,859	45,569
未収入金	1,386,574	1,526,676
未収還付法人税等	-	54,587
短期貸付金	1,100,000	-
流動資産合計	1,403,845	3,713,866
固定資産		
有形固定資産		
建物	98,564	99,729
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	33,958	29,941
土地	693	693
有形固定資産合計	133,217	130,364
無形固定資産		
ソフトウェア	5,125	4,519
無形固定資産合計	5,125	4,519
投資その他の資産		
投資有価証券	626,753	219,219
関係会社株式	773,905	773,905
出資金	20	20
長期貸付金	5,000	-
繰延税金資産	25,852	38,071
敷金及び保証金	1,128,269	147,784
その他	25,903	30,093
投資その他の資産合計	1,585,705	1,209,094
固定資産合計	1,724,048	1,343,978
資産合計	3,127,894	5,057,845

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	229,480	393,580
未払金	106,817	1,449,713
未払費用	8,702	442
未払法人税等	67,874	32,364
未払消費税等	46,175	14,605
預り金	5,277	5,721
前受収益	1,425	-
流動負債合計	464,752	896,427
固定負債		
長期借入金	353,900	1,255,320
資産除去債務	46,654	52,002
その他	1,100,470	1,118,493
固定負債合計	501,024	1,425,815
負債合計	965,777	2,322,243
純資産の部		
株主資本		
資本金	599,249	640,874
資本剰余金		
資本準備金	337,862	379,487
その他資本剰余金	4,089	2,505
資本剰余金合計	341,951	381,992
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,709,033	2,191,920
利益剰余金合計	1,709,033	2,191,920
自己株式	490,265	487,831
株主資本合計	2,159,968	2,726,956
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,331	1,853
評価・換算差額等合計	1,331	1,853
新株予約権	3,479	10,498
純資産合計	2,162,116	2,735,601
負債純資産合計	3,127,894	5,057,845

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1,388,960	1,594,641
売上原価	-	-
売上総利益	1,388,960	1,594,641
販売費及び一般管理費	1,265,939	1,2705,603
営業利益	731,020	889,037
営業外収益		
受取利息	1,559	1,434
受取配当金	8,258	24,038
助成金収入	-	2,112
賃貸収入	1,134,294	1,142,864
その他	1,590	1,515
営業外収益合計	144,703	170,965
営業外費用		
支払利息	1,981	2,097
賃貸原価	134,294	142,864
その他	19	36
営業外費用合計	136,295	144,999
経常利益	739,427	915,003
特別利益		
新株予約権戻入益	282	-
特別利益合計	282	-
特別損失		
投資有価証券評価損	-	6,300
特別損失合計	-	6,300
税引前当期純利益	739,710	908,703
法人税、住民税及び事業税	137,033	110,090
法人税等調整額	4,204	11,989
法人税等合計	141,237	98,101
当期純利益	598,473	810,602

【株主資本等変動計算書】
前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	599,249	337,862	5,674	343,536	1,302,348	1,302,348	492,576	1,752,557
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	191,788	191,788	-	191,788
当期純利益	-	-	-	-	598,473	598,473	-	598,473
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	122	122
自己株式の処分	-	-	1,585	1,585	-	-	2,434	849
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	1,585	1,585	406,684	406,684	2,311	407,410
当期末残高	599,249	337,862	4,089	341,951	1,709,033	1,709,033	490,265	2,159,968

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	4,608	1,757,166
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	191,788
当期純利益	-	-	-	598,473
自己株式の取得	-	-	-	122
自己株式の処分	-	-	-	849
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,331	1,331	1,129	2,460
当期変動額合計	1,331	1,331	1,129	404,950
当期末残高	1,331	1,331	3,479	2,162,116

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	599,249	337,862	4,089	341,951	1,709,033	1,709,033	490,265	2,159,968
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	41,625	41,625	-	41,625	-	-	-	83,250
剰余金の配当	-	-	-	-	327,715	327,715	-	327,715
当期純利益	-	-	-	-	810,602	810,602	-	810,602
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	1,584	1,584	-	-	2,434	850
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	41,625	41,625	1,584	40,041	482,887	482,887	2,434	566,987
当期末残高	640,874	379,487	2,505	381,992	2,191,920	2,191,920	487,831	2,726,956

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,331	1,331	3,479	2,162,116
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	83,250
剰余金の配当	-	-	-	327,715
当期純利益	-	-	-	810,602
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	850
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	521	521	7,019	6,497
当期変動額合計	521	521	7,019	573,485
当期末残高	1,853	1,853	10,498	2,735,601

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法

ロ 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)の定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対する金銭債権、債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	480,441千円	526,296千円
長期金銭債権	505	-
短期金銭債務	389	359,749
長期金銭債務	100,470	118,235

- 2 以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式会社GRコンサルティング	73,580千円	36,540千円
株式会社グリムスパワー	101,410	59,770
株式会社グリムソーラー	352,970	388,000

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高	1,389,881千円	1,595,370千円
営業取引以外の取引高	134,777	143,254

- 2 当社は持株会社のため販売費に属する費用はありません。すべて一般管理費であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	142,800千円	147,300千円
給料賃金	208,511	239,020
減価償却費	8,906	8,909

(有価証券関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 773,905千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 773,905千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	6,279千円	4,248千円
未払賞与	5,905	5,602
未払家賃	2,664	214
資産除去債務	14,285	15,923
投資有価証券評価損	-	1,929
会社分割に伴う関係会社株式	20,107	20,107
その他有価証券評価差額金	587	817
その他	598	860
繰延税金資産小計	50,429	49,704
評価性引当額	13,123	-
繰延税金資産合計	37,306	49,704
繰延税金負債		
建物(資産除去債務)	11,453	11,632
繰延税金負債合計	11,453	11,632
繰延税金資産の純額	25,852	38,071

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.3
役員賞与の損金不算入額	0.4	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	14.8	18.9
住民税均等割	0.2	0.5
留保金課税	1.3	-
評価性引当額の増減	0.0	1.4
その他	0.9	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.1	10.8

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建 物	98,564	11,816	-	10,651	99,729	46,835
	車 両 運 搬 具	0	-	-	-	0	3,500
	工具、器具及び備品	33,958	4,805	-	8,823	29,941	71,257
	土 地	693	-	-	-	693	-
	計	133,217	16,621	-	19,474	130,364	121,592
無形固定資産	ソ フ ト ウ エ ア	5,125	1,988	-	2,594	4,519	63,954
	計	5,125	1,988	-	2,594	4,519	63,954

(注) 当期増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

建 物	事務所フロア工事	6,654千円
	資産除去債務	5,161千円
工具、器具及び備品	事務所用什器備品一式	4,805千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL https://www.gremz.co.jp/ir/koukoku.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第15期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第16期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月7日関東財務局長に提出。

(第16期第2四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月13日関東財務局長に提出。

(第16期第3四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年6月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2020年12月25日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(有償ストック・オプションの発行)に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2021年1月12日関東財務局長に提出

2020年6月29日提出の臨時報告書(株主総会における議決権行使の結果)に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月28日

株式会社グリムス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 木 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 幸 夫

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額の注記の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（未適用の会計基準等）に記載のとおり、株式会社グリムス及び連結子会社（以下「グリムスグループ」という。）の連結財務諸表作成において、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等（以下「新収益認識会計基準等」という。）が2022年3月期の期首から適用される。また、同注記において、新収益認識会計基準等の適用に伴う2022年3月期の連結財務諸表に与える影響額（以下「新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額」という。）として、利益剰余金の期首残高が165,847千円増加する見込みである旨が開示されている。</p> <p>当連結会計年度における小売電気事業の売上高は9,252,157千円（連結売上高の47.9%）であるが、同事業においては、各顧客に設置されている電力メーターの検針により販売電力量を確定し電力料金を計算しており、その確定検針手続は、エリアや契約種別等により分割した顧客グループごとに循環的に実施している。新収益認識会計基準等の適用前の会計処理は、確定検針データに基づき請求金額が確定した時点で収益を認識していたが、新収益認識会計基準等の適用により、請求金額が確定した時点ではなく、電力の供給に応じて会計期間に対応した電力料金収益を算定し、収益計上することになる。</p> <p>新収益認識会計基準等の適用に伴う翌年度の連結財務諸表の期首利益剰余金に与える影響額は、当連結会計年度末日後、有価証券報告書の作成日までに事後的に得た情報を用い、当連結会計年度末日後の確定請求情報のうち、当連結会計期間の売上高として処理される金額を按分計算することにより算定している。この按分計算にあたっては、多数の顧客情報に関するデータ処理が必要となるため、当該処理が正確に実施されていない場合には、新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額の算定に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額の注記の妥当性についての検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、グリムスグループの新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額の注記のうち、特に小売電気事業に関する影響額の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額の注記に関連して、電気料金収益の計算及び新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額の算出に係る重要なデータ処理に関する内部統制の整備状況を評価した。また、電力料金システム計算の基礎となる顧客との契約情報の顧客マスタへの登録に関する内部統制の整備状況及び運用状況の検証を実施した。</p> <p>(2) 新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額の妥当性の検討 当連結会計年度における新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額の算定にあたっては、当連結会計年度末日後、有価証券報告書の作成日までに事後的に得た情報を用いていることから、当連結会計年度末日後の確定請求情報のうち、当連結会計期間の売上高として処理される金額の按分計算の正確性を以下の手続により検証した。</p> <p>小売電気事業の責任者に対して、基本料金や従量料金等の内訳項目ごとに按分基準の設定方針を質問した。また、主要な料金プランマスタを閲覧し、当該方針に従い、適切な按分基準が設定されていることを確認した。</p> <p>当連結会計年度末日後の確定検針データに含まれる主要な料金プランの販売数量の内訳データを集計し、上記の按分基準の設定に従い、顧客別のデータ処理が適切に行われ、新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額の計算が正確に行われているか検討した。</p> <p>顧客別に算定された新収益認識会計基準等の適用に伴う影響額が網羅的に集計されているか検討した。</p>

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グリムスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社グリムスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

株式会社グリムス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 木 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 幸 夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。